重要事項説明書

令和４年４月１日現在

社会福祉法人みちのく会

幼保連携型認定こども園

舞戸保育所

教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園 舞戸保育所（以下、本園という。）が保護者へ説明すべき内容は、次のとおりです。

（前回からの変更点は水色で表示しています。）

● 施設の運営主体

名 称	社会福祉法人みちのく会
所在地	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田 29 番地 7
電話番号	(0173) 72-2277 (FAX 兼用)
メールアドレス	info@michinokukai.jp
代表者氏名	理事長 吉田 照生
設立年月日	昭和 57 年 12 月 9 日
運営施設	幼保連携型認定こども園 舞戸保育所（本園） 認定こども園 富野こども園（中泊町） 認定こども園 薄市こども園（中泊町） 認定こども園 中里こども園（中泊町） （認定こども園 木造西幼稚園（つがる市）（※学校法人みちのく学園））

● 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園
名称	幼保連携型認定こども園 舞戸保育所
所在地	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田 29 番地 7
電話番号	(0173) 72-2277 (FAX 兼用)
ホームページ	https://michinokukai.jp
メールアドレス	maitoho@iaa.itkeeper.ne.jp
施設・事業所番号	0232151000063
施設長氏名	園長 吉田 諭大
認可年月日	・昭和 31 年 7 月 (無認可保育所) ・昭和 58 年 4 月 1 日 (認可保育所) ・平成 27 年 4 月 1 日 (幼保連携型認定こども園)
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 教育・保育を必要とする 0 歳（産休明け）から小学校就学前までの児童

利用定員

区分別	0 歳児	1 歳児	2 歳児	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号認定				4		3	3	10
2 号認定					10	10	10	30
3 号認定	5	5	10					20
計	5	5	10	14		13	13	60

● 事業の目的・理念・運営方針

(1) 事業の目的

認定こども園法に基づいて、教育並びに保育を一体的に行い、保護者と共に児童を心身ともに健やかに育成する。

(2) 事業の理念

入園する子どもの最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図る。

(3)事業の運営方針

一. 園児の生活環境の如何に関わらず、教育、保育上差別されないこと。
一. 地域の協力、家庭との緊密な連携のもとに、園児の最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図ること。
一. 園児の健やかな成長を図るため、一般児童育成団体への協力等に努めること。

● 教育及び保育の方針・目標

(1)教育・保育方針

常に子どもを中心に置き、その「やってみたい！」を応援する。

(2)教育・保育目標(育ってほしい子ども像)

一. 明るく元気なよい子　　一. 誰とでも仲良く遊べる子　　一. きちんとご挨拶のできる子

● 施設・設備等の概要

(1)施　設

敷　地	敷地全体	1,134.27 ㎡
	園庭	445.00 ㎡
園　舎	構　造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
	床面積	546.47 ㎡

(2)主な設備

設　備	部屋数	面　積	備　考
保育室	3 室	47.38 ㎡	つばき組（5 歳児クラス）
		34.02 ㎡	さくら組（4 歳児クラス）
		34.02 ㎡	すみれ組（3 歳児クラス）
乳児室(兼ほふく室)	1 室	45.36 ㎡	もも組（0・1 歳児クラス）、つくし組（2 歳児・満 3 歳児クラス）
遊戯室	1 室	85.86 ㎡	
調理室	1 室	24.84 ㎡	
事務室(兼保健室)	1 室	19.44 ㎡	

(3)園舎見取り図

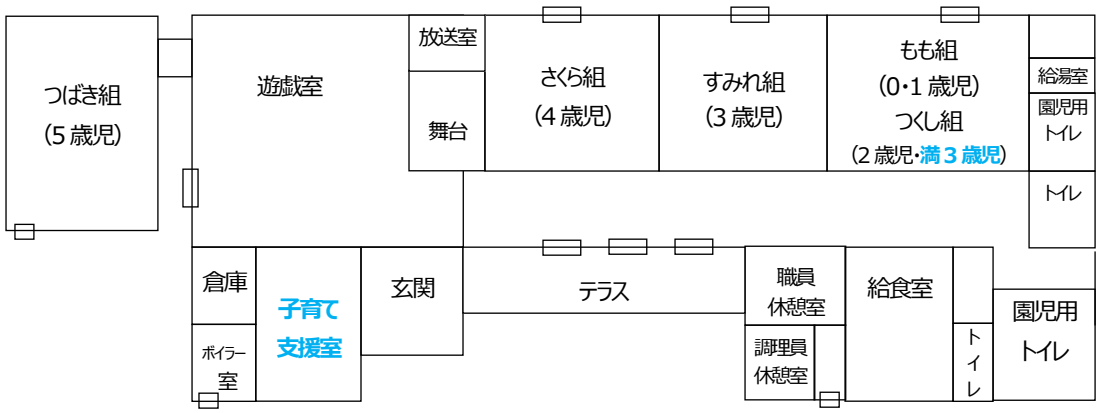

● 職員の配置状況

（1）職種/役職、員数及び職務の内容

職種/役職		員数	常勤	非常勤	職　務
園長		1	1		教育・保育の質の確保及び向上を図り、 職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。 園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。
保育教諭	主幹保育教諭	1	1		園長を補佐し園務を整理し、園児の教育・保育及び 子育て支援を行う。
	副主幹保育教諭	2	2		主幹を補佐し、教育課程及び保育課程に基づき、園児の教育・ 保育を行う。
	保育教諭	**10**	**8**	2	教育課程及び保育課程に基づき、園児の教育・保育を行う。
	保育教諭	**1**	**1**	0	**地域子育て支援拠点事業の計画・運営を行う。（専任）**
看護師		0	-	-	園児の健康観察及び保健衛生指導及び園児の保育の補助を行う。
栄養士		**1**	**1**		**献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う。**
調理員		**2**	**1**	1	調理業務及び食育に関する活動を行う。
子育て支援員		1		1	園児の保育の補助及び園の雑務を行う。 **地域子育て支援拠点事業の計画・運営を行う。（兼務）**
運転手		1		1	通園バスの運転を行う。
学校医		1		1	園児の健康診断及び園児の保健指導及び園児の健康相談を行う。
学校歯科医		1		1	
学校薬剤師		1		1	園内の環境衛生検査及び園児の保健指導及び園児の健康相談を行う。
計		**23**	**15**	8	

※職員数・常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合がありますが、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」で定められている「教育及び保育に直接従事する職員の数」以上の職員を常に配置しています。

（2）保有資格状況

職種/役職	員数	保育士	幼稚園教諭	その他
園長	1			1（社会福祉主事）
保育教諭	**14**	**14**	**14（一種2、二種12）**	
看護師	0			
栄養士	**1**			**1（栄養士）**
調理員	2			
子育て支援員	1			1（子育て支援員）

（3）各職種/役職の勤務体系

職種/役職	勤務体系（常勤）
園長	正規の勤務時間帯（7：30～17：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
副主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）※
保育教諭	
看護師	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）

※勤務当番により、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

● 教育・保育を提供する日・時間

<table>
<tr><td colspan="2">年齢</td><td colspan="3">満３歳以上</td><td>満３歳未満</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教育・保育給付認定区分</td><td></td><td colspan="2">１号認定</td><td>２号認定</td><td>３号認定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育の必要性・必要量</td><td>なし</td><td colspan="3">あり（下記のいずれかに区分）</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育標準時間
（４時間）</td><td>保育標準時間
（11 時間）</td><td>保育短時間
（８時間）</td></tr>
<tr><td colspan="2">年齢</td><td colspan="2">３～５歳</td><td>満３歳</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住民税</td><td colspan="2"></td><td>課税世帯
非課税世帯</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設等利用給付認定区分</td><td></td><td>新２号認定</td><td></td><td>新３号認定</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">教育・保育時間</td><td colspan="3">月～金</td><td colspan="2">月～土</td></tr>
<tr><td colspan="3">8:00～12:00</td><td>7:00～18:00</td><td>8:00～16:00</td></tr>
<tr><td colspan="3">月 20 日程度（年 39 週以上）</td><td colspan="2">月 25 日程度</td></tr>
<tr><td colspan="2">開園</td><td colspan="5">7:00</td></tr>
<tr><td colspan="2">登園時間</td><td colspan="2">8:00（順次登園）～9:00</td><td>7:00（順次登園）～9:00</td><td>8:00（順次登園）～9:00</td></tr>
<tr><td colspan="2">降園時間</td><td colspan="2">13:00 降園</td><td>16:00（順次降園）～18:00</td><td>16:00 降園</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時預かり（幼稚園型）</td><td colspan="2">7:00～8:00
13:00～18:00</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育</td><td colspan="3">18:00～19:00</td><td>7:00～8:00
16:00～19:00</td></tr>
<tr><td colspan="2">閉園</td><td colspan="5">19:00</td></tr>
<tr><td colspan="2">休業日</td><td colspan="2">土曜日
日曜日
国民の祝日
国民の休日

下記に定める長期休業日
・夏季休業 …7/24～8/20
・冬季休業 …12/24～1/20
・春季休業 …3/25～4/4

ただし、土曜日と長期休業中の開園日は、「一時預かり（幼稚園型）」と「延長保育」が可能。</td><td colspan="3">日曜日
国民の祝日
国民の休日
年末年始（12/29～1/3）

 </td></tr>
</table>

※満３歳以上の教育課程に係る教育週数は 39 週を下回らないものとします。

※園児が感染症に多数罹患するか、そのおそれがある場合、または災害その他の事由により教育・保育上重大な影響があると認められる場合は、臨時休園することがあります。

※教育・保育上必要があり、かつ、やむを得ない事情がある場合は、休業日を教育・保育日とすることがあります。

一日の流れ

クラス			もも（0・1歳児）	つくし（2歳児）	すみれ（3歳児）	さくら（4歳児）	つばき（5歳児）	クラス	
2号・3号認定			3号認定	1号認定	2号認定				1号認定
保育標準時間	保育短時間	時間	0・1・2歳児	満3歳児	3・4・5歳児			時間	教育標準時間
11時間	延	7:00	開園、延長保育、順次登園、	一時預かり（幼稚園型）				7:00	預
	8時間	8:00	視診、荷物の整理、自由遊び、お片付け					8:00	4時間＋1時間
		9:00	体操、マラソン、リトミック					9:00	
		9:10	おやつ						
		9:20	出席確認、朝の会					9:20	
		9:30	クラス保育		出席確認、朝の会			9:30	
					共通教育（年齢に応じたクラス別教育）			9:45	
		11:00	昼食（完全給食）					11:00	
					昼食（副食給食）			11:15	
		11:30	自由遊び						
					自由遊び、お片付け			11:45	
		12:15	午睡	降園準備、整容、視診	歯磨き			12:15	
						午睡（5歳児は就学に向けて段階的に廃止）		12:30	
				降園、一時預かり（幼稚園型）（在籍クラスで保育）				13:00	
		14:30	起床						預
		15:00	おやつ、うがい						
		15:30	降園準備、帰りの会、整容、視診						
	延	16:00	順次降園、延長保育						
延		18:00						18:00	延
		19:00	閉園					19:00	

● 提供する教育・保育等の内容

本園は、教育基本法、児童福祉法及び認定こども園法その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育・保育の一体的な提供を行います。

本園の教育・保育の内容は、**子どもの主体的な遊びや活動を通して**「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に定める健康、人間関係、環境、言葉、表現の５領域に基づき、生きる力の基礎となる、心情、意欲、態度を養うものとします。

園の特色として、鼓笛演奏によるリズム・音感教育に力を入れています。
３歳以上の園児でマーチングバンドを結成し、マーチング演奏・カラーガード演技等の指導を行い、楽しみながらリズム・音感能力を養います。
マーチングバンド活動を通じて、「リズム感・音符の読み書き・音感能力」等の音楽能力を育み、また、同時に幼児期に必要な指導を行うことで、集中力、忍耐力、理解力、学習意欲のある子に育てます。
運動会・**発表会**等の園の行事の他、鰺ヶ沢町内で開催される各種イベント等においても日頃の練習の成果を披露し、保護者や観客に元気や感動を与え、活力ある地域づくりの一端を担っています。

また、親子バス遠足・夏まつり・運動会・もちつき会など、親子で楽しめる行事がたくさんあります。
年長児の卒園記念行事の一つとして行われる、５園合同一日合宿は、保護者や園から離れて姉妹園の子ども達とふれあうことで、自立心と年長児としての自覚を育む絶好の行事となっています。
他にも、職場訪問・交通安全運動・幼年消防活動・町のイベントへの出演等を通じて、地域との交流を深めています。

１つ１つの行事や交流を通じて、親子の触れ合いを深め、子どもたちの成長を感じられるように、職員一同全力で取り組んでいます。

「あったか～い♥教育・保育」をめざします。

（１）特定教育・保育及び時間外保育の提供

前出の表に記載する日・時間において、教育・保育を提供します。

（２）食事の提供

園児の年齢に応じ、下記の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備　考
0～2 歳児 満 3 歳児	9:00 頃	11:00 頃	15:00 頃	離乳食有、 アレルギー対応有
3～4 歳児		11:15 頃		
5 歳児		11:15 頃～12:30 頃 ※就学に向けて段階的に遅くしていきます。		

※毎月月末に翌月の「献立表」をお配りします。

※3～5 歳児は副食給食となっていますので、白いごはんを持参させてください。
ただし、土曜日は原則として麺類・パン類の献立にしておりますので、白いごはんは必要ありません。

※0～2 歳児・満 3 歳児は完全給食のため、白いごはんは必要ありません。

※食物アレルギーの個別対応を行っています。食物アレルギーが疑われる場合、
「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。
ご相談の上、指導表に基づき本園で対応可能なものは除去食・代替食で対応します。

（3）送迎

原則として保護者による送迎としますが、希望者については、園バスによる送迎を実施します。

	月曜日～金曜日	土曜日
朝バス	7:30 発	
お帰りバス	16:00 発	12:00 発

※無料で行っています。利用を希望される方は随時お申し出ください。

（4）地域子ども・子育て支援事業

本園では、子育て支援事業として次に掲げる事業を実施しています。

①延長保育

在園中の園児を対象に、7：00～18：00 の開園時間後、19：00 まで、1 時間の延長保育を行い、保育の必要量によって認定された教育・保育時間の前後においてお子さんをお預かりします。

教育・保育給付認定区分	1 号認定	2 号認定・3 号認定	
	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
利用可能時間	**18:00～19:00**	**18:00～19:00**	7:00～8:00 16:00～18:00 **18:00～19:00**
利用料金	100 円／30 分 （30 分未満の端数がある時は、30 分に切り上げ。） 料金上限　2,000 円／月 **※ただし、18:00～19:00 は無料です。**		

※保育教諭 2 名、または保育教諭 1 名＋保育助手 1 名で保育にあたります。
※開始時間までに必ずご連絡をお願いします。
※時間の延長については利用者の要望により弾力的に応じますのでご相談ください。

②一時預かり（幼稚園型）（預かり保育）

在園中の 1 号認定児を対象に、教育・保育時間の前後や長期休業期間中に、保護者の要請等に応じてお子さんをお預かりします。

教育・保育給付認定区分	1 号認定	2 号認定・3 号認定	
	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
利用可能時間	7:00～8:00 13:00～18:00		
利用料金	100 円／30 分 （30 分未満の端数がある時は、30 分に切り上げ。） 料金上限 450 円／日、4,000 円／月 ただし、施設等利用給付認定区分の 新 2 号認定は 450 円／日、11,300 円／月まで、 新 3 号認定は 450 円／日、16,300 円／月まで無償化の対象となります。		

※在籍中のクラスで保育を行います。
※土曜日、長期休業中の開園日も可能です。
※開始時間までに必ずご連絡をお願いします。

③一時預かり（一般型）

本園に入園していない就学前の子どもを持つ保護者が、パート就労（平均週３日程度）や疾病、介護、冠婚葬祭、その他の理由（育児疲れ解消のためのリフレッシュなど）で、家庭での保育に困ったとき、一時的に、就学前の子どもを保育します。

＊対象者…本園に入園していない原則生後６ヶ月以上の乳幼児
＊実施時間…8:00～17:00（半日の場合は、午前（8：00～12：30）と午後（12：30～17：00）に区分）
（利用時間についてご希望がある場合はご相談ください。）

利用区分	一日	半日	
	8:00～17:00	午前	午後
		8:00～12:30	12:30～17:00
給食	○	○	×
お昼寝	○	×	○

年　齢	利用料		給食費
	一　日	半　日	
0 歳児（完全給食）	1,500 円	1,000 円	200 円
1～2 歳児（完全給食）	1,300 円	800 円	
3～5 歳児（副食給食）	1,100 円	600 円	

※その年度の４月１日現在の満年齢で計算します。
※利用料は、施設等利用給付認定を取得すれば、新２号認定は37,000 円／月まで、
新３号認定は42,000 円／月まで無償化の対象となります。（給食費は対象外です。）
※3～5 歳児は副食給食となっていますので、白いごはんを持参させてください。
ただし、土曜日は原則として麺類・パン類の献立にしておりますので、白いごはんは必要ありません。

④地域子育て支援拠点事業（一般型）（地域子育て支援センター）
鰺ヶ沢町子育て支援センター「こうめちゃんルーム」

本園では、鰺ヶ沢町から委託を受け、地域子育て支援拠点事業**「こうめちゃんルーム」**を運営し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することで、地域の子育て力の向上を図ります。

＊対象者…子育て家庭の親子
＊場所…舞戸保育所子育て支援室
＊実施時間…週３日（不定期）、8:30～11:30、13:00～15:00
＊利用料…無料

活動目標	活動項目	活動名
交流の場の提供	子育てサークルの開催	まいサークル
	園庭・園舎開放	こうめっこくらぶ
	周辺散策・公共施設活用	読書ＤＡＹ
	ボランティア受け入れ	世代間交流
相談・援助の実施	子育て講座の開催	子育て講座
	子育て相談（電話相談・訪問相談）の実施	
子育て支援関連情報の提供	子育て情報誌「こうめころころ」の発行	
	他機関との連携	系列園子育て支援事業定例会議

活動名	活動内容
まいサークル	お母さん達の活動が中心の日。主役はお母さん方です。工作や手芸など、得意なこと・やってみたいことがあるお母さん達のサークル活動です。
こうめっこくらぶ	お子さんのお遊びが中心の日。広いホールや園庭でのびのび遊びます。園の行事に一緒に参加する形で行うこともあります。
読書ＤＡＹ	お散歩をしながら日本海拠点館の図書コーナーへ行き絵本を楽しみます。
世代間交流	学生ボランティアを受け入れ、乳幼児の保育を体験してもらいます。
子育て講座	子育てに関する知識やスキルを高める勉強会や、お母さんのリフレッシュを図る楽しい体験講座などを行います。
子育て相談	子育てについて知りたいことや相談したいことに子育て支援員が答え、不安の解消を図ります。

● 利用料金

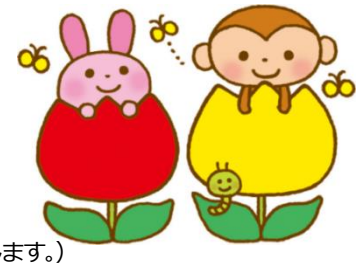

（1）特定教育・保育に係る利用者負担（基本負担額）（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村が所得に応じて定める保育料をお支払いいただきます。金額は後日、市町村から通知されます。
（月の途中で入退園する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。）

※「保育料」は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定め、保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されます。多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、「3～5 歳児クラス」の子「全員」と、「0～2 歳児クラス」の「市町村民税非課税世帯」の子の「保育料」が無償（保育料が 0 円）となりました。

※保育料は、クラス年齢（その年度の 4 月 1 日現在の年齢）で決定するため、年度途中で誕生日を迎えても、それによって保育料が変わることはありません。

※4 月～8 月分…前年度の町民税により算定
※9 月～3 月分…本年度の町民税により算定（9 月から保育料がアップする場合もあります。）

●鯵ヶ沢町の保育料基準額表、保育料の減免等については「鯵ヶ沢町利用者負担額（保育料）表」参照

（2）教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費徴収）

●食材料費

・主食費

◎3～5 歳児（1・2 号認定）・満 3 歳児（1 号認定）
…主食は現物持参とし、主食費の徴収はありません。
白いごはんを持参してください。

◎0～2 歳児（3 号認定）
…保育料に含まれているため、主食費としての徴収はありません。

白いごはんは園で用意しますので必要ありません。

・副食費

◎3～5 歳児（2 号認定）
…保護者負担となります。（4,500 円／月）
ただし、一部の世帯については免除になる場合があり、対象者には町から通知されます。

◎0～2 歳児（3 号認定）
…保護者負担となりますが、保育料に含まれているため副食費という名目での徴収はありません。

◎3～5 歳児（1 号認定）・満 3 歳児（1 号認定）
…これまで園独自の取り組みとして徴収を免除してきた経緯があるため、経過措置として当面の間は引き続き免除とします。

●制服制帽代（※購入は任意）
（制服上衣(冬季用または夏季用)1 着、
半ズボンまたはスカート 1 着、制帽(冬季用または夏季用)1 個まで無料。）

冬季制服（10 月～5 月）（上衣 3,900 円、制帽 3,000 円）
夏季制服（ 6 月～9 月）（上衣 2,900 円、制帽 3,000 円）
冬季・夏季共通（半ズボン 2,200 円、スカート 2,200 円）

（3）教育・保育の質の向上に要する特定負担金（上乗せ徴収）

なし

（4）地域子育て支援事業利用料

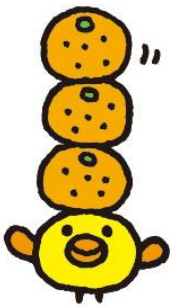

・延長保育料金（100 円／30 分）（※18:00～19:00 は無料）（上限 2,000 円／月）
・一時預かり（幼稚園型）料金（100 円／30 分）（上限 450 円／日、4,000 円／月）
（施設等利用給付認定区分の新 2 号認定は 450 円／日、11,300 円／月まで、
新 3 号認定は 450 円／日、16,300 円／月まで無償化の対象となります。）

（5）その他

・保護者会費（金額は父母の会総会において決定します。例年 400 円／月程度です。）

● 利用の開始及び終了に関する事項

（1）給付認定申請

給付認定を受けるにあたっては下記の書類の提出が必要です。

※必要書類
- 子どものための教育・保育給付認定申請書・利用申込書
- 子育てのための施設等利用給付認定申請書（新２号認定・新３号認定を希望しない場合は不要）
- 保育の必要性を証明する書類（就労証明書、自営・内職就労状況申告書、求職活動状況申告書等）（新２号認定・新３号認定を希望しない場合は不要）
- 児童の健康状況等調書
- 保護者のマイナンバーカード（またはマイナンバー通知カードと運転免許証等）

手続きに必要な用紙は園内にもご用意してありますのでお申し出ください。
マイナンバー制度の導入に伴い、受付は鰺ヶ沢町福祉衛生課窓口にて行います。

① 子どものための教育・保育給付認定

「子どものための教育・保育給付認定」は、保育を必要とする理由、保育の必要量等を国が定める基準により、市町村が客観的に審査し、保育の必要性を３つの区分のいずれかに認定するものです。
幼稚園・保育所・**認定こども園**・地域型保育事業・企業主導型保育事業（地域枠）の利用を希望する方は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育 給付認定区分	内　容	利用時間区分	利用できる 施設・事業
１号認定	満３歳以上で、 保育を必要としない場合	教育標準時間 （4 時間）	幼稚園 **認定こども園**
２号認定	満３歳以上で、 保護者の就労や疾病等の事由により、 保育を必要とする場合	保育標準時間 （11 時間） 保育短時間 （8 時間）	保育園 **認定こども園** 企業主導型保育事業
３号認定	満３歳未満で、 保護者の就労や疾病等の事由により、 保育を必要とする場合		保育園 **認定こども園** 地域型保育事業 企業主導型保育事業

② 子育てのための施設等利用給付認定

「子育てのための施設等利用給付認定」は、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる施設・サービス（新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター）の利用について無償化となるために受ける必要がある認定です。
舞戸保育所では、１号認定児の一時預かり（幼稚園型）が対象となります。利用しない方は手続き不要です。

施設等利用 給付認定区分	内　容	無償化の 対象となる費用
新２号認定	・3 歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とし、預かり保育や認可外施設等の利用の無償化の申請をする場合	保育料、 **預かり保育利用料**
新３号認定	・満 3 歳以下で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とし、かつ、町民税非課税世帯で、預かり保育や認可外施設等の利用の無償化の申請をする場合	

※広域入所について
広域入所制度とは、保護者の仕事の都合などにより、住所地以外の市町村の認定こども園・保育所を利用できる制度です。市町村ごとに受入基準がありますので、希望される場合は、各市町村の子ども・子育て関係課へお問い合わせください。

（2）入園申込み

①1 号認定

※必要書類
・入園申込書（本園に提出していただきます。）

1 号認定の入園については原則として先着順とし、
定員を超える申込みがあった場合、次に示す優先順位をもとに考慮して選考するものとします。

⑴ 未就労の保護者の児童（2 号認定可能な児童以外の児童）
⑵ 在園児の兄弟児童
⑶ 利用学区内の児童（舞戸小学校学区の児童）
⑷ 利用学区以外の児童（他の学区の児童）
⑸ 広域入園児童

②2 号認定・3 号認定

2 号認定・3 号認定の入園については鰺ヶ沢町が利用調整（申請者の希望、施設の利用状況等に基づく調整）を行います。定員オーバー等の理由で入園できない場合もあります。

※必要書類
・子どものための教育・保育給付認定申請書・利用申込書
（鰺ヶ沢町福祉衛生課窓口に提出していただきます。⑴ の給付認定申請と同時に利用申込をした場合は必要ありません。）

（3）利用の開始

入園が決定した場合、保護者と本園とで**書面により「利用契約」**を締結し、利用を開始するものとします。

入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間（原則として 1 週間）、教育・保育時間を短縮させていただきますので、ご協力をお願いします。

（4）休園・転園

休園・転園を希望するときは、保護者は速やかに園長に申し出するものとします。

※休園する場合においても、保護者は休園期間についても定められた利用負担額を納入するものとします。

（5）退園

園長は、次のいずれかに該当する場合には、園児を退園させることができるものとします。

一．保護者から退園させる申出があったとき
一．利用料の滞納があり、督促に応じない場合
一．利用児が理由無く長期にわたり欠席が続く場合
一．その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（6）修了

園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは卒園証書を授与します。

（7）利用の終了

本園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。

一．1 号認定・2 号認定の園児が小学校就学の始期に達したとき
（園児が小学校に就学する年の 3 月 31 日を過ぎたとき）
一．3 号認定の園児の保護者が、市町村が定める教育・保育給付要件に該当しなくなったときの直後の月末日
一．その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

● 持ち物について

※全ての持ち物に記名してください。
（お名前スタンプ・お名前テープ・お名前リボン・お名前タグ等を使っても構いません。）

※持ち物は決まったサイクルで持ち帰らせますので、洗って、また清潔なものを持たせてください。

●3～5 歳児

見本	持ち物	注意事項	持ち帰り
   	制服・制帽	上衣と制帽は夏季用と冬季用があります。スカートとズボンは夏冬兼用です。 制服（上衣）を着用して登園しましょう。リボンをなくさないように片方縫い付けてください。 名札は一年を通して制服に付けて登園させてください。 **制服・制帽の購入は任意です。（制服上衣（冬季用または夏季用）1 着、半ズボンまたはスカート 1 着、制帽（冬季用または夏季用）1 個まで無料です。）** 行事等の時は、園にあるものをお貸しすることもできますが、毎日通園時に着用する事で、着脱のトレーニングにもなりますので、個人用のものを準備されることをおすすめします。	毎日
	通園カバン	市販のものでも構いません。 リュック×。 毎日、出席カード・お弁当・おはしセット・おしぼり（ケース入り）を入れて登園させてください。	毎日

	上履き、 上履き入れ袋	白のバレエシューズをおすすめします。 マジックテープのものでも構いません。 紐靴・サンダルは禁止。	金曜日 （土曜日も 登園する子は 土曜日）
	スモック	製作等の時に着用します。 市販のものでも構いません。	汚れた時
	午睡用お布団一式 （掛け布団、 敷き布団、 カバー）	子どもの体に合った幼児用のサイズのものにしてください。布団本体にも記名してください。希望者にはお昼寝用の簡易ベッド（商品名：おひるねコット）を貸し出します。その場合、お布団一式は不要で、体にかけるタオルケットや毛布だけで構いません。 パジャマは必要ありません。 ※1 号認定の子で午睡しない場合は不要	月末…カバー お盆期間前、 年末年始休業前、 新年度準備期間前 …一式
	バスタオル１枚 （枕代わり）	お昼寝の枕代わりに使用します。 夏場は掛け布団の代わりに使用します。 ※1 号認定の子で午睡しない場合は不要	金曜日 （土曜日の午後も 午睡する子は 土曜日）
	バスタオル入れ袋	バスタオルを入れる布袋です。 市販のものでも構いません。 ※1 号認定の子で午睡しない場合は不要	
	着替え一式 （下着・靴下・ 服など２組ずつ）、 着替え入れ巾着袋	汚れ物を持ち帰ったら、随時補充をお願いします。	６月と10月の 衣替えの前に 持ち帰らせ ますので、 夏物・冬物の 入れ替えを お願いします。

	歯ブラシ、 コップ （割れないもの）、 コップ入れ袋	歯ブラシは80℃耐熱のもの。 コップはプラスチックなど割れないもの。 歯ブラシが開いてきたらお知らせしますので、交換をお願いします。	金曜日
	ハンカチ、 ティッシュ	毎日清潔なものを持たせてください。 年長児は移動ポケットを使っても構いません。	毎日
	お弁当 （白いごはんだけ）	3 歳以上児は副食給食ですので、白いごはんを持たせてください。 土曜日は原則として麺類やパン類の献立にしていますので、必要ありません。	毎日 （おはしセットやおしぼりの「ケースの中」も必ず洗ってください）
	おはしセット	給食やおやつの時に使用します。 おはし・スプーン・フォークがセットになったもの。 同じデザインの物が多いですので、中身それぞれにも記名してください。	
	おしぼり、 おしぼりケース	給食やおやつの時に使用します。 自分で濡らして使いますので、毎日、乾いたままのものをケースに入れて持たせてください。	

●0～2 歳児、 満 3 歳児

見本	持ち物	注意事項	持ち帰り
	通園カバン	市販のものやリュック等でも構いません。 毎日、出席カード・連絡帳・おはしセット・エプロン・濡れおしぼり（ケース入り）を入れて登園させてください。 名札はカバンの横に留めて登園させてください。	毎日
	※歩ける子の場合 上履き、 上履き入れ袋	白のバレエシューズをおすすめします。 マジックテープのものでも構いません。 紐靴・サンダルは禁止。	金曜日 （土曜日も登園する子は土曜日）
	スモック	製作等の時に着用します。 市販のものでも構いません。	汚れた時
	午睡用お布団一式 （掛け布団、 敷き布団、 カバー）	子どもの体に合った幼児用のサイズのものにしてください。布団本体にも記名してください。 パジャマは必要ありません。 ※1 号認定の子で午睡しない場合は不要	月末…カバー お盆期間前、 年末年始休業前、 新年度準備期間前 …一式
	バスタオル１枚 （枕代わり）	お昼寝の枕代わりに使用します。 夏場は掛け布団の代わりに使用します。 ※1 号認定の子で午睡しない場合は不要	金曜日 （土曜日の午後も午睡する子は土曜日）
	バスタオル入れ袋	バスタオルを入れる布袋です。 市販のものでも構いません。 ※1 号認定の子で午睡しない場合は不要	

	着替え一式 （下着・靴下・服など） （2～3 組ずつ）、 着替え入れ巾着袋	汚れ物を持ち帰ったら、随時補充をお願いします。	6 月と 10 月の衣替えの前に持ち帰らせますので、夏物・冬物の入れ替えをお願いします。
 	※おむつ着用の場合 おむつ （外せそうな場合はトレーニングパンツ）、 おしりふき （2～3 個位のパックのもの）	外袋に記名して持たせてください。 残りが少なくなりましたらお知らせしますので、補充をお願いします。	使用済みおむつは園で処理します。
	※使用している場合 よだれかけ （スタイ）	毎日 2～3 枚持たせてください。 また、ガーゼハンカチも 1～2 枚持たせてください。	汚れた時
	※粉ミルクの場合 ほ乳瓶、マグマグ	使い慣れた物を 1 つ持ってきてください。 園で粉ミルクを用意しますので、飲んでいるミルクのメーカーをお知らせください。 （完全母乳の場合は冷凍した母乳を持たせてください。）	園で管理・保管します。離乳食へ移行したらお返しします。
	※離乳食の場合 離乳食用スプーン	給食やおやつの時に使用します。 ケース付きのもの。 同じデザインの物が多いですので、中身にも記名してください。 園でおかゆ（または軟飯）を用意しますので、白いごはんは必要ありません。	毎日 （おはしセットやおしぼりの「ケースの中」も必ず洗ってください）

	※通常食の場合 おはしセット	給食やおやつの時に使用します。 おはし・スプーン・フォークがセットになったもの。 同じデザインの物が多いですので、中身それぞれにも記名してください。 0～2 歳児、満 3 歳児は完全給食ですので、白いごはんは必要ありません。	
	エプロン	給食やおやつの時に使用します。首に掛けてぴっちりとなるように、ゴム紐を付けてください。素材はタオル地でお願いします。市販のものでも構いません。（商品名：おりこうタオル等）	
	濡れおしぼり、 おしぼりケース	給食やおやつの時に使用します。 水で濡らしたものをケースに入れて持たせてください。	

● 健康診断・健康管理について

本園では、別途定める「学校保健計画」に基づき、園児の保健衛生管理を次のように実施します。

（1）園児健康診断

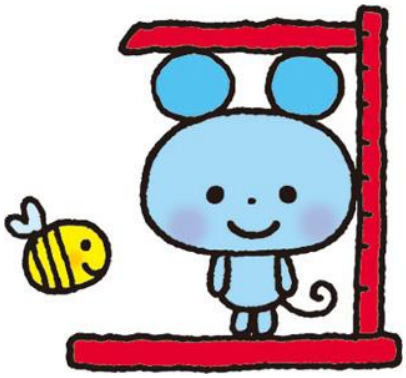

・小児科健診　　年２回（運動器の検査を含む）
・歯科健診　　年２回
・尿検査　　年１回

（2）健康管理

・園児の生育歴、既往症、家族の健康状態の調査　　年１回
・園児の身長、体重の測定　　年12回
・感染症その他、発生・予防に関する情報提供　　随時

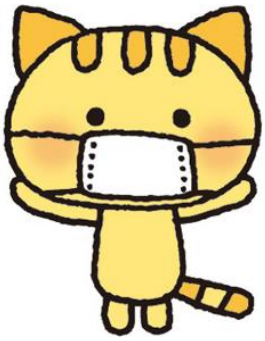

（3）病気のときの対応

※体調の悪いときは、無理をさせないで休ませてください。
　いつもと様子が違う場合は登園時に必ずお知らせください。

※目安として、**38.0℃以上**に発熱した場合はご連絡させていただきますので、お迎えをお願いします。
　また、全身症状を見て、熱が高くなくても容体が悪い時はご連絡する場合がありますが、ご了承ください。

※本園では、病児保育・病後児保育は行っておりません。
　必要な場合は、鰺ヶ沢町が行っている病後児保育または、周辺の市町村の病児・病後児保育等をご利用ください。
　利用には事前登録が必要となりますので、あらかじめ登録しておくことをおすすめします。

※出席停止の必要がある感染症にかかった場合は、必ず本園にもお知らせください。
　感染症の種類、出席停止期間、登園の目安は次ページの表の通りです。

※罹患後の登園については診断書等の提出は必要ありませんが、医師の診断を受けてください。
　園は集団生活の場です。感染症は自分の子だけの問題と思わず、他の園児への配慮をお願いします。

（4）与薬

本園では、原則として園児に対する与薬の代行を行っていませんが、時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、熱性痙攣の予防薬、食物アレルギーの症状発現時の頓用薬など、医師が必要と認め、保護者が本園に依頼する場合に限って与薬することとしています。

※**「与薬依頼書」**を記入し、「薬」・「薬の説明書」・
　「与薬に関する主治医意見書」と共に直接保育教諭に渡してください。
　（用紙は必要時お知らせください。）

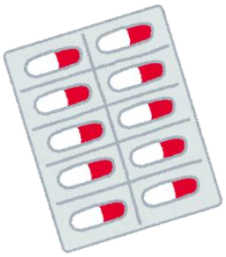

※医療機関からの薬以外はお預かりできません。

●学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

（学校保健安全法施行規則第 18－19 条参考）

	対象疾患（潜伏期間）	出席停止期間の基準
第一種 感染症予防法第 6 条に規定する一類並びに二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症、**※新型コロナウイルス感染症**	治癒するまで
第二種 空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	**インフルエンザ**（1～2 日）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで※
	百日咳（6～15 日）	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで※
	麻疹（はしか）（10～12 日）	解熱した後３日を経過するまで※
	流行性耳下腺炎（おたふく）（14～24 日）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで※
	風しん（三日ばしか）（14～21 日）	発疹が消失するまで※
	水痘（みずぼうそう）（11～20 日）	全ての発疹が痂皮化するまで※
	咽頭結膜熱（プール熱）（5～6 日）	主要症状消退した後２日経過するまで※
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	※症状が出た日を 0 日と計算。 **※一日の中で発熱と平熱の両方があった場合は発熱日として計算。** ※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間あけて連続２回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	対象疾患	登園の目安
その他の感染症 必要であれば、学校医の意見を聞き、第３種の感染症として措置をとることができる疾患	**溶連菌感染症**	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	りんご病（伝染性紅斑）	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
	ウイルス性肝炎	病状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	頭ジラミ、水いぼ、とびひ	通常は、出席停止は必要ない

●「新型コロナウイルス感染症」への対応について

別途定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」に基づき対応します。

●「インフルエンザ出席停止期間早見表」（幼児の場合）

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザの出席停止期間は
「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」とされています。

※**発症した日（インフルエンザ症状（38℃程度の発熱など）が始まった日）を「0 日目」**、発症した翌日から「1 日目」と起算するため、**発症した日から数えると、最短で 6 日間の出席停止が必要**ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

※**解熱について、一日の中で発熱と平熱の両方があった場合は発熱日として計算**します。解熱した翌日から「解熱後 1 日目」と計算します。

※症状により、医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではありません。

上記内容を踏まえ、インフルエンザの出席停止期間については、下記の表を参考にしてください。

発熱期間	発症日	発症後５日間（最短出席停止期間）					発症後５日を経過			
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
1 日	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 4 日目	登園可能			
2 日	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登園可能			
3 日	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登園可能		
4 日	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登園可能	
5 日	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	登園可能

● 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

本園は、下記の医療機関と委託契約を締結しています。

（1）学校医

医療機関の名称	つがる西北五広域連合 鰺ヶ沢病院
院長名	板橋 幸弘
所在地	鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生 106 番地 10
電話番号	（0173）72-3111
学校医名	（小児科医師）※弘前大学からの応援可能な非常勤医師

（2）学校歯科医

医療機関の名称	つがる西北五広域連合 鰺ヶ沢病院
院長名	板橋 幸弘
所在地	鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生 106 番地 10
電話番号	（0173）72-3111
学校歯科医名	武藤 寛宗

（3）学校薬剤師

医療機関の名称	有限会社ウイング　ドレミ薬局
所在地	五所川原市柳町 4 番地 9
電話番号	（0173）38-5771
薬剤師名	福士 則明

● 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、**第三者委員**を委嘱し、保護者からの苦情・要望に対応しております。
園に対しての苦情・要望・質問等ありましたら、「苦情受付担当者」「第三者委員」へ直接連絡するか、
または**「苦情受付票」**に記入の上、玄関に設置してある**「苦情等受付箱」**を通してお寄せいただきますよう
お願いします。

苦情受付担当者	主幹保育教諭　吉田 美恵 ・ご利用時間　開園日、開園時間内 ・電話番号　（0173）72-2277（FAX 兼）	
苦情解決責任者	園長　吉田 諭大	
第三者委員	鶴田 要一郎	電話番号　（0173）72-2806
		備考：元小学校校長

※第三者委員とは、苦情処理を行っていくうえで、事業者本位の苦情解決を
防止するため、中立的（第三者的）な立場で苦情解決を円滑・円満に行う
役割を担った人をいいます。
苦情申出人が事業者に対して苦情を言いにくい場合に、解決に向けての支援
及び助言を行ったり、事業者と利用者との話し合いにおいて、利用者側でも
事業者側でもない中立的（第三者的）な立場で話し合いに参加したりして、
苦情申出人と事業者双方の言い分を聞き、客観的な判断のもと苦情解決に
向けたアドバイスを提供します。

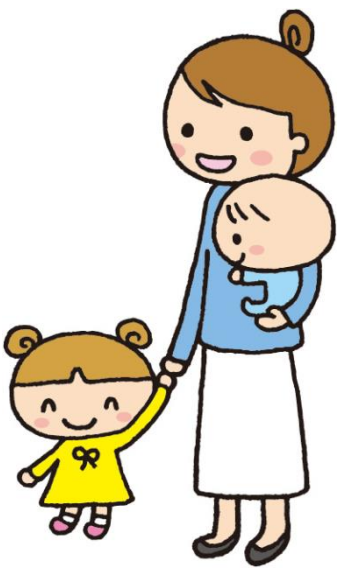

● 災害への対策・対応

（1）避難訓練

本園では、別途定める「消防計画」・「津波発生時の避難確保計画」・「洪水時の避難確保計画」により対応します。
また、別途定める「学校安全計画」に基づき、避難及び消火の訓練は毎月１回以上実施し、
うち２回は津波からの避難を想定した訓練とします。

（2）防災設備・備品

本園では、災害対策として下記の設備・備品を備え付けています。

防災設備	自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知機、粉末加圧式消火器、 緊急地震速報受信機、防炎加工カーテン・カーペット・建具 等
防災用備品等	軽量テント、インバータ発電機、開放式石油暖房機、**アウトドアガスボイラー、** **災害用かまど、**ポータブル投光器、避難兼用おでかけぐるま、 電動アシスト付き避難車、防災クッション、災害備蓄対応こどもたたみ、 IP 無線機、軽量マット、災害救助用毛布、寝袋式おひるね布団、アルミ保温シート、 備蓄用保存水、非常食 等

（3）緊急連絡網について

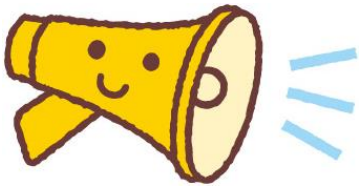

本園では、園と保護者間の連絡網として、
保護者連絡アプリ「おがスマ」を運用しています。

「おがスマ」とは、スマートフォンを利用した、園と保護者間の連絡アプリです。
園からのお知らせや災害等万一の場合の連絡手段として、**全園児保護者の登録をお願いしています。**

※避難の状況は「おがスマ」にて逐次お知らせします。（ただし、時間に余裕がない場合は事後報告となります。）
お知らせを確認されていない方には再送信、または直接お電話でご連絡させていただくことがあります。

（4）避難場所

災害等の種類によって避難場所が異なりますのでご注意ください。

災害等の種類	**地震・津波**	**洪水・ 岩木山融雪型火山泥流**	**その他の脅威**
避難場所	**鰺ヶ沢中学校 第二体育館 （旧鰺ヶ沢第一中学校）**	**舞戸小学校 体育館**	園舎内・ 園の敷地内の 安全な場所
住所	**舞戸町字鳴戸 390 番地**	**舞戸町字久富 27 番地**	舞戸町字 下富田 29 番地 7

※政府・自治体から特別に指示があった場合はそれに従います。
※避難する場合、避難先はこども園の玄関にも掲示します。

（5）避難方法

■避難手段

●地震・津波の場合

防災頭巾を着用し、クラス毎に徒歩で避難します。
（つくし組・もも組は避難車・おんぶ紐併用）
やむを得ない場合、通園バスを使用することもあります。

※平成 27 年 3 月に青森県が公表した津波浸水想定図と代表地点の津波水位予測に基づき、「青森県日本海沖で大地震が発生（津波断層モデル名…F18 大すべり右側）、4.9m の津波（第一波）が 17 分で舞戸町沿岸に到達（第一波が最大波）」という想定で、十分安全な場所と考えられる国道 101 号バイパス坂中腹（標高約 20m 地点）を地震発生後 17～18 分での通過を目標に訓練を行っています。

●洪水・岩木山融雪型火山泥流の場合

クラス毎に徒歩で避難します。（雨天の時はレインポンチョを着用）
（つくし組・もも組は避難車・おんぶ紐併用）
時間に比較的余裕がある場合や、徒歩での避難は危険と判断した場合は、通園バスを往復させて園児を輸送します。

■徒歩避難経路

「舞戸保育所」→青い森信金前→JA つがる白神前→踏切→舞戸小学校グラウンド→舞戸小学校正面玄関前→**「舞戸小学校体育館」**→国道 101 号バイパス→鳴戸団地→**「鰺ヶ沢中学校第二体育館」**

（6）時間帯毎の対応

■地震・津波

●教育・保育時間中（7:00～19:00）

・強い揺れを感じた場合
・青森県日本海沿岸に津波警報、大津波警報が発令された場合

→「鰺ヶ沢中学校第二体育館」（旧鰺ヶ沢第一中学校体育館）（舞戸町字鳴戸 390 番地）へ避難します。
（避難に時間がかかった場合、舞戸小学校を一時退避場所とする可能性もあります。）

●開園前（～7:00）

・7:00 の時点で青森県日本海沿岸に津波警報、大津波警報が発令され、「鰺ヶ沢中学校第二体育館」に避難所が開設されている場合

→開園を見合わせます。

避難所に仮保育スペースを開設しますが、できるだけご家庭での保育をお願いします。
ご家庭で保育できない場合、直接避難所へ連れてきてください。

※通園バスは運休します。

※避難が解除され次第開園し、通常教育・保育へ移行します。ご家庭で保育していた方も途中から出席させて構いません。通園バスの出発時刻の前の場合は、バスも運行します。保護者の判断で登園を見合わせても欠席扱いにはなりません。

■洪水

●教育・保育時間中（7:00～19:00）

・中村川の増水や、岩木山融雪型火山泥流の発生により、
避難準備・高齢者等避難開始、
避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合

→「舞戸小学校体育館」（舞戸町字久富 27 番地）へ避難します。

●開園前（～7:00）

・7:00 の時点で舞戸保育所周辺地区（宮浜・新田など）に中村川の増水等に伴う避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令され、「舞戸小学校体育館」に避難所が開設されている場合

→開園を見合わせます。

7:00 頃までに避難所に仮保育スペースを開設しますが、できるだけご家庭での保育をお願いします。
ご家庭で保育できない場合、直接避難所へ連れてきてください。

※通園バスは運休します。

※避難が解除され次第開園し、通常教育・保育へ移行します。ご家庭で保育していた方も途中から出席させて構いません。通園バスの出発時刻の前の場合は、バスも運行します。保護者の判断で登園を見合わせても欠席扱いにはなりません。

■その他の脅威

●教育・保育時間中（7:00～19:00）

・全国瞬時警報システム（J アラート）等により、
下記についての避難指示があった場合

●弾道ミサイル情報、●航空攻撃情報、●ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、●大規模テロ情報、
●その他の国民保護情報、●噴火警報（居住地域）、●噴火速報、●気象等の特別警報

→直ちに防災頭巾を着用し、園舎内・園の敷地内の安全な場所へ避難します。

※政府・自治体から指示があった場合はそれに従います。

※避難が解除され次第、通常教育・保育へ移行します。

●開園前（～7:00）

・7:00 の時点で全国瞬時警報システム（J アラート）等による、下記についての避難指示が継続中の場合

●弾道ミサイル情報、●航空攻撃情報、●ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、●大規模テロ情報、
●その他の国民保護情報、●噴火警報（居住地域）、●噴火速報、●気象等の特別警報

→開園を見合わせます。

ご家庭でも避難指示に従って行動してください。

※避難が解除され次第開園し、通常教育・保育へ移行します。
保護者の判断で登園を見合わせても欠席扱いにはなりません。

（7）避難後の動き

避難完了後、保護者連絡アプリで避難状況の詳細をお知らせし、園児の引き渡しを開始します。
保護者が引き取りに来られない場合、その情報を引き取り代理人の方にお伝えください。

※保護者・引き取り代理人の方は急いで引き取りに来る必要はありません。
避難場所で保育を継続しますので、まずはご自分の身の安全を確保してください。
お迎えに来られる状況になりましたらお迎えをお願いします。
（原則として 19:00 までとしますが、ご連絡いただければ対応します。）

※保護者からの連絡が必要な場合は、**保護者連絡アプリ**を使用するか、**園長携帯（080-3504-0936）**へお電話か SMS メッセージをお願いします。

※通園バスは運休します。

※避難が解除され次第こども園に戻って通常教育・保育へ移行します。
通園バスの出発時刻の前の場合、バスも運行します。

※大規模な通信障害等が発生した場合、補助的に下記のサービスも使用することがあります。

・「NTT 災害用伝言ダイヤル（171）」
使用方法…171 をダイヤル→2（再生）をダイヤル→0173722277（舞戸保育所の番号）をダイヤル→園からの伝言が再生されます。

・「NTT 災害用伝言板（web171）」
使用方法…0173722277（舞戸保育所の番号）を入力→確認ボタンを押す→園からの伝言が表示されます。

・「Twitter（ツイッター）」
使用方法…「@maitohoikusyo」で web 検索。
（鯵ヶ沢町でも Twitter による行政情報・防災情報の配信を開始しています。「@ajigasawatown」）

●園児引き渡し方法

①避難先ではクラス毎にまとまっています。引き取り者は、各クラスの前に１列に並んでください。
（兄弟がいる場合は、迷子防止のため、大きいクラスの子から順に引き取りをお願いします。）
クラス名が書かれた旗を掲げますので目印にしてください。
園児の所属するクラス名がわからない場合は、旗を持った職員にお尋ねください。

②保護者が引き取る場合は担任へお声がけください。
引き取り代理人の方は「園児名・園児との関係・自分の名前」を担任にお知らせください。
事前に提出していただいている**「園児引き渡しカード」**の記載内容と照合し引き渡します。
（原則として、記載されている方にのみ引き渡します。）

③担任が記入した「引き渡し日時」と「引き渡し保育教諭名」をご確認の上、
「引き取り者の署名」をお願いします。
・兄弟がいる場合は、①②③を繰り返して各クラスを回ってください。
・避難経路の途中で園児を引き取る場合は、クラスの先頭を歩いている担任に声をかけ、②③を行ってください。
避難には人手が必要となります。町内会とも連携を行っていますが、
避難のお手伝いをお願いする場合もありますのでご協力をお願いします。

● その他の設備・備品・対応等

防犯	・建物セキュリティ（セコムオフィスセキュリティ） ・玄関オートロック（セコム） ・防犯カメラ（セーフィー） ・非常通報装置（セコム） ・さすまた 等
事故防止	・午睡センサー「ルクミー午睡チェック」（0・1・2 歳児クラスのみ） ・AED（自動体外式除細動器）等
保健衛生	・エアコン（全室） ・空気清浄除菌脱臭装置（全保育室）（フクダ電子） ・空気除菌脱臭機（グリーンメイト・プロ） ・加湿器（全保育室） **・まもセンサーAir（CO2 濃度・温湿度センサー）（IoTBank）** ・体温管理「ルクミー体温計」 ・高精度次亜塩素酸水（ハセッパー水）使用 ・ペーパータオル完全使用 ・哺乳瓶除菌乾燥保管庫（日本カーヴィング） ・玩具殺菌乾燥保管庫（日本カーヴィング） ・歯ブラシ乾燥殺菌保管庫（日本カーヴィング） ・お昼寝用簡易ベッド貸し出し（3 歳以上児クラスのみ）等
その他	・保護者連絡アプリ（おがスマ） ・通園バス位置情報お知らせサービス（おがバス、バス waCoCo） ・保育料等キャッシュレス決済サービス（エンペイ）

● 緊急時の対応

お預かりしている園児に急病または不測の事故等の緊急事態が発生した場合には、**「児童家庭調書」**に記載された保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行うとともに、場合によっては救急搬送を依頼します。

● 利用者に対しての保険の種類・金額

本園では、下記の保険に加入しています。

①（公社）全国私立保育園連盟保険制度（ほいくのほけん）

●セットプラン（基本セット O-157 等特定感染症補償コース）（新型コロナ対象）
◎園賠償責任
（対人１名・１事故 10 億円、対物１事故 1,000 万円）
◎園児団体傷害
（死亡・後遺障害 270 万円、入院１日 2,800 円、通院１日 1,800 円）
（O-157 等特定感染症補償あり）
●個人情報漏えい保険オプション
（賠償責任部分 5,000 万円／1 請求、費用特約部分 100 万円／1 事故）

②独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

・負傷、疾病の場合…医療費の 4／10（自己負担額 3／10＋療養に伴って要する費用として 1／10）
・障害が残った場合…見舞金 88 万円～4,000 万円
・死亡した場合…見舞金 1,500 万円または 3,000 万円

園の管理下で発生したケガや疾病（給食等に因る中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下・漆等に因る皮膚炎・外部陲撃等に因る疾病・負傷に因る疾病）で、医療保険(健康保険、国民健康保険等)に基づく初診から治癒までの療養に関する費用(外来・入院・調剤)の**総額**が 5,000 円以上(義務教育就学前の児童は 2 割負担なので**自己負担総額 1,000 円以上**)の場合に給付対象となります。

※保険外診療・交通費等は給付対象となりません。
※医療費総額 5,000 円未満だった場合も給付対象となりませんが、園で負担しますので、領収書を持たせてください。

利用の際には、医療機関の窓口にて災害共済給付制度利用の旨を伝え、医療費をいったん現金でお支払いください。
（領収書は大切に保管してください。）
必要な書類を持たせますので、医療機関で記入してもらい、園へ提出してください。
後日、支払額に加え、療養に伴って要する費用として医療費の総額の１割分が給付されます。

※書類は療養月毎の提出になります。

※鰺ヶ沢町では子ども医療費給付制度により０歳～中学３年生まで医療費が無償となっていますが、「園の管理下」で発生したケガや疾病の診療については、「災害共済給付制度」が優先となりますので、町の医療費給付制度は利用しないでください。

● 園生活でのおねがい

1. **衣類・持ち物には全て、油性ペン等ではっきりわかるように名前を記入してください。**
   （※お名前スタンプ・お名前テープ・お名前リボン・お名前タグ等を使っても構いません。）
   名前が消えかかっていないか時々確認してください。

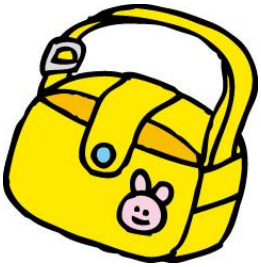

2. 制服（上衣）を着用して登園しましょう。（リボンをなくさないように片方縫い付けてください。）

3. お金・おもちゃ・お菓子など、必要のないものは持たせないでください。
   かばんの中も確認してください。

4. **登園時間は 9:00 まで**となっていますので、ご協力をお願いします。
   欠席・遅刻等の場合も **9:00 まで**（バス通園児は **7:25 まで**）に
   保護者連絡アプリ、または電話で必ず連絡してください。

5. 体調の悪いときは、無理をさせないで休ませてください。
   いつもと様子が違う場合は登園時に必ずお知らせください。
   38.0℃以上に発熱した場合は連絡させていただきますので、お迎えをお願いします。
   ＊出席停止の必要がある感染症にかかった場合は、必ず園にもお知らせください。
   ＊感染症の種類、出席停止期間、登園の目安は前出の表（学校感染症の種類及び出席停止期間の基準）の通りです。
   感染症発生の連絡があった場合、保護者連絡アプリにて全保護者へお知らせします。
   罹患後の登園については診断書の提出は必要ありませんが、医師の診断を受けてください。
   園は集団生活の場ですので、感染症は自分の子だけの問題と思わず、他の子への配慮をお願いします。

6. **園児に対する与薬は、医師が必要と認め、保護者が本園に依頼する場合に限って行います。**
   慢性疾患（心臓病、腎臓病、てんかん等）の治療薬、熱性けいれんの予防薬、その他医師の判断で治療上薬の使用を必要とする場合は「与薬依頼書」を記入し、「薬」・「薬の説明書」・「与薬に関する主治医意見書」と共に直接保育教諭に渡してください。（用紙は必要時お知らせください。）
   風邪や感染症などで受診した際、「園で薬を飲まなくてもいいようにしてください。」とお願いしてみてください。
   1日2回の服用で済む薬もあります。
   または、1日3回でも、「朝・帰宅時・寝る前」の服用が可能かどうか相談してみてください。
   ＊薬を飲んで登園する場合は、薬による副作用にも目を配らなければならないため、薬を飲んでいることを園にもお知らせください。

7. 園児の送迎・バス通園について、下記のようにお願いします。
   ■徒歩・自家送迎児
   朝は玄関にてお預かりします。
   帰りは玄関から入り、お部屋までお迎えに来てください。
   （＊感染症の流行時は園内への立ち入りを制限させていただく場合もあります。）
   16:00 以降は、3～5 歳児のお部屋と 0～2 歳児のお部屋の 2 つに分かれてお迎えを待っています。（人数により、1 つにまとまる場合もあります。） 身支度ができましたら、お部屋の前でお帰りのごあいさつをして降園となります。
   ＊防犯のため玄関は常時施錠しています。呼び出しチャイムを押してお知らせください。
   ＊園児の送り迎えには必ず責任の持てる方が来てください。
   ＊いつもと違う方がお迎えに来る場合、必ず事前にご連絡をお願いします。
   ＊駐車場（園庭）が狭いですので、道路からの出入りや駐車スペースは譲り合いでお願いします。
   ＊駐車場（園庭）での園児の事故には十分お気を付けください。

■バス通園児

朝は早めに準備してバスの運行がスムーズに行われるようにご協力ください。
帰りはバスが通過する時間に、必ず責任を持てる方がお出迎えしてくださいますようお願いします。
（お家に誰もいなかった場合は、順番を飛ばして、そのルートの最後にもう一度伺いますのでご了承ください。）
＊必要に応じて通園バス位置情報お知らせサービスをご利用ください。
＊事故防止のため、バスを待っている時、バスを降りた後、道路を横断する時など、
絶対にお子さんの手を離さないようにお願いします。
＊風邪の諸症状が出ている子は、他の子にうつさないためにマスクを着用して乗車させてください。
また、インフルエンザなどの感染症が発生している場合、全員マスク着用での乗車をお願いすることもありますので、
ご理解・ご協力をお願いします。

8. 延長保育・一時預かり（幼稚園型）を利用する場合、開始時間までに必ず連絡をお願いします。

9. **園からの連絡は原則として「保護者連絡アプリ」の「お知らせ」機能**にて行います。
主に行事関係や感染症関係等の重要な連絡になりますので、**必ず確認をお願いします。**
＊既読／未読は園側で確認できるようになっていますので、未読の保護者の方には個別にお声がけさせていた

10. **担任・保護者間の日々の連絡について、**
3 歳以上児は、保護者連絡アプリの「連絡帳」機能を利用して行います。
担任側からは、持ち物のお願いや、その日の園での様子等をお知らせしますので、**必ず確認をお願いします。**
保護者側からは、**「体温」の項目だけは毎朝必ず入力をお願いします。**（＊新型コロナウイルス対策）
それ以外の項目は特別に伝えたいことがある場合のみで構いません。

3 歳未満児は、「連絡帳（ノート）」での対応となります。
連絡帳には毎日必ず目を通し、見終わったらサインか押印をお願いします。
（＊3 歳以上児で「連絡帳（ノート）」での対応をご希望の場合はお知らせください。）

11. 出席カードの、健康保険証の記号・番号、緊急連絡先などの欄には必ず記入してください。

12. **園からの配布物がある場合は、おたよりホルダーに挟んで持たせますので、**
ホルダーは次の日にまた持たせて登園させてください。

13. 保育料・給食費は、キャッシュレス決済サービス「enpay（エンペイ）」にて請求させていただきますので、
LINE Pay、PayPay、クレジットカード、コンビニエンスストア払いのいずれかの方法で、月末までにお支払いください。

14. 給食・離乳食を実施しています。
メニューは毎月発行される**「給食こんだて表」・「離乳食こんだて表」**で確認してください。
月曜日～金曜日は副食給食となっていますので、白いごはんを持参させてください。
土曜日は原則として麺類・パン類の献立にしておりますので、白いごはんは必要ありません。
＊0～2 歳児と満 3 歳児は完全給食のため、白いごはんは必要ありません。
＊食物アレルギーの個別対応を行っていますので、
アレルギーがある子はお知らせください。

★ その他不明な点がありましたら、どんなことでもご連絡ください。

● 令和４年度の主な行事予定

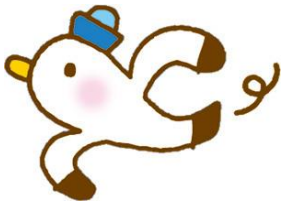

※詳細な日程は**「年間行事予定表」**や、毎月発行される**「園だより」**で確認してください。
※★は保護者や家族の方も参加したり観覧したりできる行事です。
※新型コロナウイルスの状況によっては、中止・延期・形式変更等をさせていただく場合もあります。
※この他にも、子どもたちによる投票等で決定された行事を行います。（子ども主体の保育・行事への転換）
※行事の様子や普段の子どもたちの様子については、写真・動画・保育記録等を配信してお伝えしていきます。

4	5	6	7
新入園児午前教育・保育 （一週間） 小児科健診 歯科健診		夏服衣替え	5園合同年長児交流会（5歳児） 不審者対応避難訓練 夏まつりごっこ
8	9	10	11
	運動会★	冬服衣替え 小児科健診 歯科健診	
12	1	2	3
発表会★ 年末休業	年始休業	卒園記念茶会（5歳児）	卒園証書授与式（5歳児）★ お別れ会 修了式

年間を通しておこなう行事…

お誕生会**（毎月）**、身体測定（毎月）、避難訓練**（抜き打ち）**（毎月）、安全教育（毎月）、食育集会（毎月）、
季節の集会（こどもの日集会、七夕集会、お月見集会、七五三集会、もちつき集会、まめまき集会、ひなまつり集会）、
プール教室（5歳児）（年10回）★、英会話教室（4・5歳児）（年10回）（鰺ヶ沢町事業）、
幼児体力づくり教室（4・5歳児）（年10回）（鰺ヶ沢町事業）、保護者面談★、園外学習（5歳児） など

● おやくそく

1．　あかるく　げんきな　よい子になりましょう

2．　だれとでも　なかよくあそべる子になりましょう

3．　きちんと　ごあいさつのできる子になりましょう

♪舞戸保育所のうた

（作詞：宮本岩吉　作曲：堀内孝保）

1．わたしたちは　よいこです
あさのあいさつ　まもります
かおと　はと　ても　あらいます
こんいろぼうしも　わすれません
げんきなこえで　ハイ！　いってきます

2．わたしたちは　よいこです
あかるいかおで　はなします
こえをそろえて　うたいます
なかよくすること　わすれません
おおきなこえで　ハイ！　こんにちは

3．わたしたちは　よいこです
ちからいっぱい　はしります
おゆうぎじょうずに　おどります
みんなのやくそく　わすれません
きれいなこえで　ハイ！　さようなら